東海旅客鉄道株式会社ICカード乗車券運送約款の一部改正(TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者の追加に伴う改正)

NAME OF THE PARTY			
現行		改正	
別表第5 (第44条) TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事		別表第5 (第44条) TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事	
業者		業者	
鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、(中略) 叡山電鉄株式会社、西日本		北海道旅客鉄道株式会社、(中略)叡山電鉄株式会社、岡山電
	旅客鉄道株式会社、(中略)熊本電気鉄道株式会社	鉄道事業者	「<u>気軌道株式会社、</u>西日本旅客鉄道株式会社、(中略) 熊本電気
			鉄道株式会社
バス事業者	伊豆箱根バス株式会社、(中略)神戸交通振興株式会社、西日	バス事業者	伊豆箱根バス株式会社、(中略)神戸交通振興株式会社、岡山
	本鉄道株式会社、(中略)熊本都市バス株式会社		電気軌道株式会社、両備ホールディングス株式会社、下津井
		ハヘ尹来伯 	電鉄株式会社、中鉄バス株式会社、西日本鉄道株式会社、(中
			略)熊本都市バス株式会社
		1	

附則

この通達は、平成29年10月1日から施行する。